

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第28条第2項中「引地川公園ゆとりの森」を「大和ゆとりの森」に改める。

第38条第1項第2号ア中「引地台野球場」を「大和スタジアム」に改める。

別表第1引地台公園の項中「引地台野球場」を「大和スタジアム」に改め、同表引地川公園ゆとりの森の項中「引地川公園ゆとりの森」を「大和ゆとりの森」に改める。

別表第3中「引地台野球場」を「大和スタジアム」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の大和市都市公園条例の規定によりなされている処分その他の行為は、改正後の大和市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(大和市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 大和市都市公園条例の一部を改正する条例(平成25年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「引地川公園ゆとりの森」を「大和ゆとりの森」に改める。